

地方自治法施行令第167条の2第1項第4号による随意契約について、四万十市契約規則第25条の2第2項の規定に基づき公表いたします。

随意契約締結の状況

契約の名称	契約の概要	契約相手の選定基準及び決定方法	契約相手の名称及び住所	契約金額(円)	契約締結日	契約の相手方とした理由
災害用備蓄食糧購入	災害用備蓄食糧(副食:缶詰)等の購入	地方自治法施行令第167条の2第1項第4号に規定する団体随意契約	(株)黒潮町缶詰製作所 幡多郡黒潮町入野4370番地2	1,163,846	令和2年1月31日	四万十市新商品生産による新事業分野開拓者認定事業により市長の認定を受けた団体